八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　達夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日発行）
発行部数　27.000
定価　一部5円

七月 定例市会

町名改正で近代化へ
国保は実のある運営
十一議案を議決

七月定例市会は去る七月二十四、五日の二日間開会され、冒頭、市長が市政に関し所信を披れきしたあと、町名地番改正審議会を設置する条例制定など十一議案が議決、報告一件、選挙一件が行なわれました。二日目は市政に対する一般質問があり、活溌な質疑応答が展開されて二十五日午後五時五十三分閉会されました。

第一日に市長は「みなさんに公約した施策を実現し、市民の福祉の増進と、行政水準の向上を図り、新しい気持ちで市発展に精魂をかたむけたい。こん後の市政の基本的方針を“住宅産業都市としての基本的事業の推進”におき、東大阪の治水対策事業の進捗と相俟つて❶幹線街路道路の整備、❷下水道事業の基本計画の樹立と実施、❸環境衛生の整備強化、❹関西本線の電化促進の実施を強力に進める。また、六月一日から全市域に実施した国民健康保険については、こん後も趣旨普及に万全を期しPRの持続に努めるとともに、運営面においても、国保運営協議会は勿論、このたび市会に設置された国保問題研究審査協議会とも十分に協議を保ちつつ慎重に検討を加え、とくに、いわゆるボーダーライン層の市民に対し経済的負担を軽減するよう配慮して、真に国民健康保険の企図する内容を十分に盛つた実のある運営をしたい。また将来にわたり健全に運営するには、市議会で議決された意見書にもあるように“保険税の定率化、国庫負担の増額による被保険者の負担軽減及び低所得者層に対する調整交付金による国庫負担措置”の必要を痛感しているので、これらの問題については、市議会とともに今後も強く国に要請し、その実現に努力したい」と力強く所信を披れきしました。

つづいて、昭和三十三年度新市建設事業費予算の繰越計算書の報告、参議院府選出議員補欠選挙費の予算追加に関する専決処分承認、志紀中、竜華小、成法中の三つの屋内運動場新築工事請負契約締結に関する専決処分承認、成法中建設事業費公募債議決一部変更に関する専決処分承認、市税条例一部改正、執行機関の付属機関（八尾市町名地番改正審議会）に関する条例制定、大和川右岸水防事務組合規約一部改正、市道路線廃止の九議案が即日議決されました。また四市競馬組合議会議員選挙が行なわれて羽多野与久議員が選出されました。

第二日には、公平委員一人と固定資産評価審査委員一人のそれぞれ任期満了に伴う後任者を選任するについての同意を求めましたところ、即日次のとおり再任の同意を得ました。

公平委員会委員
住所　八尾市太田一五六一
氏名　橋内　勝（52）
職業　綿織物製造業主

固定資産評価審査委員会委員
住所　八尾市神立四一二
氏名　清水　駒吉（60）
職業　農業

引つづいて第一日の市長の市政に関する所信についての一般質問に入り、活溌な質疑応答が展開され、二日間にわたる酷暑の七月定例市会は終りました。

人権擁護相談

とき　八月十九日（二時—四時）
ところ　八尾市役所

人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談においで下さい。

相談内容の秘密は固く守ります。

申請は十五日までに
80歳以上の方へ敬老金

市では今年も九月十五日のとしよりの日に、おとしよりに敬老金として一人二千円をおわたしします。

敬老金を受けることができるのは、九月一日現在で満八十才以上で、市内に引続き五年以上住んでおられる方となつています。また敬老金を受けるためには、ご本人か扶養義務者などの方から、今月十五日までに申請をしていただかなければなりません。

申請は、福祉事務所、市民相談室または近かくの出張所に用意してある用紙に氏名、住所、生年月日などを書き、印を押して同じ場所へ提出して下さい。

この制度は昭和三十二年に設けられたもので、おとしよりに敬老の意を表わし、福祉の増進を図るためのものですが、受給のための申請が出されていない場合は、辞退されたものとして処理しますので、ご近所で八十歳以上の方がおられるときはご注意下さつて、洩れなく受けていただくようご協力下さい。

八尾高が優勝
高校野球大阪大会

高校野球の大阪大会で八尾高が優勝し、七年振りで甲子園に出場することになりました。

今年の八尾高は、初め優勝候補にあがつていませんでしたが、一戦、一戦を真剣に戦い、高校生らしい闘志と団結の結果が優勝の栄をもたらしたものと思われます。

甲子園への出場は今年で四回目、地元の声援に応え、大阪代表として立派に戦つてくれることと思います。

また、NHKテレビでは、八月七日午後六時三十五分から五十五分までの二十分間「甲子園をめざして」と題して八尾高チームの練習状況を全国中継で放送されます。

優勝をたたえる拍手に頭を下げる八尾高ナイン＝藤井寺球場にて

届出は世帯主の義務
被保険者の移動など

国民健康保険の被保険者の資格を持つ人ができたとき、または資格がなくなつたときは、その世帯の世帯主はすぐに国民健康保険課へ届出て下さい。

出産、転入または社会保険や生活保護の適用を受けなくなつた方は、当市の国民健康保険の被保険者となります。このようなとき、その世帯の世帯主は十日以内に届出て下さい。

被保険者の資格を失つたときの届出、そのほか異動届（世帯主の住所氏名の変更や世帯主または世帯員の異動など）は十日以内に、また修学のため、親もとをはなれて下宿するときの届出はできるだけ早くして下さい。

現在市内に住所を持つている方の内、社会保険等の医療保障を受けて　おられない方で、調査漏れなどのため、まだ被保険者証の交付を受けておられない方は、すぐに届出をして下さい。

国民健康保険
早く納めましょう
毎月払いの国保税

国民健康保険の運営費用は、国と府の負担金とみなさんの保険税によつてまかなわれます。

この保険税は国民健康保険以外の仕事に使うことができません。みなさんの健康と生活を守る源泉の役割を果すものですから、枯渇させないように何はさておいても早く納めて下さい。

未納の方は市役所、市役所各出張所へ、また出張徴税の時にはできるだけ早く納めて下さい。

保険税引下げの　輿論に　対し、市議会で、現行条例によつて事業を実施し一定期間（六カ月）事業の運営状況をみたうえで改めて検討するとの態度を明らかにされた結果、多数の方々のご理解を頂き徴収成績も日に日に向上しております。こんご国民健康保険が市民の医療保障制度として円滑に運営されるよう、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

防火図画の募集
締切は九月三十日

消防署では児童・生徒の警火心を高めるとともに各家庭での防火思想の普及徹底のため防火図画を募集します。

防火思想を高める図画

（イ）**火災の予防**（火の用心）によつて築かれる明朗で建設的な状態、防火設備の完備した状態、整理整頓されている状態、幸福な家庭生活の状態と防火標語を組み合わせたもの。

（ロ）防火に無関心のために起つた暗い破壊的なもの。例えば火災の非惨な状態、火災の危険にさらされた状態、火災になりやすい危険な行ない（子供の火遊び）電気危険物の危い状態などと防火標語を組み合わせたもの

応募対象

市内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒

応募作品は未発表のもので大きさは任意。作品の裏面には必ず学校名、学年別、氏名を記入し、九月三十日までに消防署へ提出して下さい。十一月上旬に入選作を発表します。

入選者数
一位一名、二位二名、三位三名
佳作若干名

外国人登録の切替

市内に住んでおられる外国人のうち大部分の方の「外国人登録証明書」の切替時期がきました。

昭和三十一年に新規登録または登録証明書の切替申請をした方は、その申請によつて登録を受けた日、または確認を受けた日から三年目に当る日の前三十日以内に、市役所に申請して新しい外国人登録証明書の交付を受けて下さい。申請には

❶登録事項確認（切替）申請書（用紙は市民課にあります）
❷旅券＝交付を受けている方だけ
❸写真＝申請する日で十四歳以上の方だけ、大きさは五センチ平方、無帽、正面向きのもので最近六カ月以内に撮影したもの三枚

愛情と熱意と協力で
青少年対策を推進

毎日、報道機関は青少年の非行を大きく報道し、警察は非行事件の累年増加を警告しています。そして一般社会はこれを常識論的に受入れ青少年問題としてやかまし論くじています。

しかし大部分の青少年は現在のいろいろな社会的ムジユンや悪環境の中にあつて、これに抵抗しながら健全な歩みを身につけようと努力しています。青少年対策の機関として当市では、各種機関、団体の代表者で構成する八尾市青少年問題協議会があり、この協議会において総合的な対策が樹立され、その要項にもとづいて七〇人の青少年指導員さんが、また一六〇人の民生児童委員さんがそれぞれ各地区の実情に即して青少年問題対策の推進力となつて活動しています。

しかし広汎多岐にわたる青少年の諸問題を解決するためには限られた指導員さんと民生児童委員さんだけでは不十分であります。各種団体の協力のもとに強力な組織を市内に網羅して、積極的に青少年の成長にとつて好ましい心の糧を与え、青少年自身に抵抗力を増し、青少年自身の自覚と自らの力において向上してゆくように援助して、隣りの家からも隣りの街からも問題青少年の発生を防止するために、各種団体をはじめ家庭、職場、学校など全市あげての愛情と熱意と協力をお願いします。市役所内でも、みなさんの気軽な相談相手として市民相談室、福祉事務所内にそれぞれ相談室を設けています。警察の相談室に行くのは大げさ過ぎる、学校の先生とか民生児童委員さん宅へは行きにくいと思われるときは是非ご利用下さい。

写真は青少年指導員のパトロール＝八尾天満宮

相談室だより

農村のし尿汲取り

（問）最近の農家では肥料として　し尿を利用せず専ら化学肥料を使用しているので、農村地区でのし尿汲取りは非農家がいくら頼んでも汲取つて貰えず、その処置に困つている。市の方で直接汲取るようにしてもらいたい。

（答）市のし尿　処理は業者に委託して（清掃協同組合）処理していますが、特別清掃地域外（南高安、高安、曙川地区）は、各地区の農協が業者としての許可を受け、地区内の汲取りをしています　したがつて、市衛生課または出張所にお申込み下さればすぐに農協に連絡し汲取つていただくようにします。

（衛生課）

町名地番の改正

（問）市内の地名はいまなお大字〇〇何番地のまま放置されており八尾市へ初めて来る客人は旧部落から新町まで一里余りも尋ねあぐみ、漸く見つけたがまだ不確かである。殆んどの人が目的を達せない、市当局がいかに考えておられるかお伺いしたい。

（答）町名地番の改正は、市制施行当時からの懸案ですが、町会の決定などで問題があり今日に至つています。その後当市の異常な発展に伴い、このことが市行政全般にわたり幾多の障害となり、市民の日常生活の上にも多大の支障となつています。市では昨年来、この問題をとり上げ、改正について種々調査をし、本年度から逐次町名地番改正事業を施行することになつています。

悪い米穀店

（問）渋川地区の住民で、安宅米穀店から米の配給を受けていますが、五、六月と二カ月の配給がないので行つても留守で、どうすることもできません。今までも、ひどく悪い米を配給していましたし、取替えもしてくれません。まず早急に調査して下さい。

（答）米屋さんの切替えのご要望ですが、市内には「安宅」という主食販売店はありません。店名を間違えておられるのではないかと思いますが、投書に住所、氏名が記載されていませんので調査できません。投書の如何を問わず、住所氏名をはつきりと書いていただけば必ず回答します。

無効公告

次の国民健康保険被保険者証（二十四件）は、被保険者の世帯主が当市の区域内に住所を有しないため、本年六月一日から無効とします。

記号	番号	住所	世帯主氏名
や萱振	一三三〇七	八尾市大字萱振六六四	小川　昭司
や西郡	一五一二四	八尾市九九五	辰巳　[illegible]
や西郡	一五四一一	〃　九二一	田中　京子
や西郡	一五三八八	〃　一二〇三	鈴木伊三郎
や西郡	一五三二五	〃　九二四	倉田　[illegible]
や西郷	一一七〇	八尾市大字西郷四三ノ一九	讃岐　岩男
や山本	五九五五	〃　山本三五五	八木　末治
や弓削	二三五六一	〃　弓削	森　秀夫
や西郡	一五三八二	〃　西郡	寄本　[illegible]
や穴太	二八二〇	〃　穴太一ノ五	石田孝太郎
や穴太	二九三九	〃　穴太	棚橋　正一
や佐堂	二四二六	〃　佐堂八一八	高橋　敏
や八尾	四二	〃　八尾六	井上千代子
や穴太	二九三一	〃　穴太二一六	谷口　清
や穴太	二九〇二	〃　穴太一八	柴田為次郎
や八尾	五〇四	〃　八尾四二	岩崎　義実
や穴太	二九五一	〃　穴太三九三	阿部　正司
や穴太	二八〇三	〃　穴太二一六	玉井　健三
や佐堂	二四九八	〃　佐堂一八	辻井　[illegible]
や八尾	四五	〃　八尾四二三	峯　仮男
や水越	一八四八六	〃　水越	池下　[illegible]
や植松	八七二一	〃　植松一四	桜本　ヨウ
や西郡	一五二四八	八尾市九四二ノ二	八木　秀雄
や穴太	二九五〇	八尾市大字穴太三九三	辻井忠次郎

当市の人口

総数	115,299
男	57,019
女	58,280
世帯数	25,620
面積（km²）	41.05

（7月1日現在）

基点は電話局前四つ角

道路水路を境界に 町名地番の改正

市内の町名地番を改正し、新しい市民生活に適応した行政区域を作るための本年度事業が先月から始められています。これは市民の交通、通信面での利便を図り、行政組織の運営を合理的、能率的にして市民福祉の増進を図るために行われるものです。

町名地番の改正につきましては、昨年から実施に先だち基礎調査を行つてきました。今年の七月には一応の調査が終りましたので、今年から五カ年計画で恩智川以西の全市域（二十五平方キロメートル）にわたつて地番改正を行うことになりました。

第一次改正は地番改正の基点である電話局前の四つ角（八尾水池通四丁目一番地先）を含む大字八尾を中心とした約一平方キロメートルについて行います。

改正に当つては、地区の皆さんの意見を尊重して行いますが、改正の基本は次のようになつています。

町割基準

旧町村界や字界にこだわらず、すべて白紙として道路、水路、鉄道軌道による合理的、能率的な町割とし、用途地域も考慮にいれて地積を定めます。地積は区域によつて約十ヘクタールから約三十ヘクタールを標準として定め、最大限を約八十ヘクタールとします。

丁目割基準

町の区域はなるべく小割とし、四、五丁目を標準として九丁目を超えないようにし、一丁目の地積は約三ヘクタールとします。

丁目の起点

市役所の南約百メートルの電報電話局前四つ辻（大字水池通四丁目一番地先）を起点とし、放射線状に起算します。

町及び丁目の境

町と丁目の境界は原則として公道、公水路、鉄道、軌道などによつて、丁目の形態は路線式と街廓式の折衷とします。

町名

地域の性能をわかりやすく表現できるもので、文化的な名称とします。原則としては町名称の下に町をつけますが、歴史的、地理的な意義のある場合、または用途地域によつて省略することもあります。

地番

土地台帳法第六条の規定による地番区域は各丁目で定め、地番は東北隅から始め、なるべくブロックシステムとします。

丁目の起点（電話電報局前）を庁舎屋上から望む

地番改正第一次実施区域図

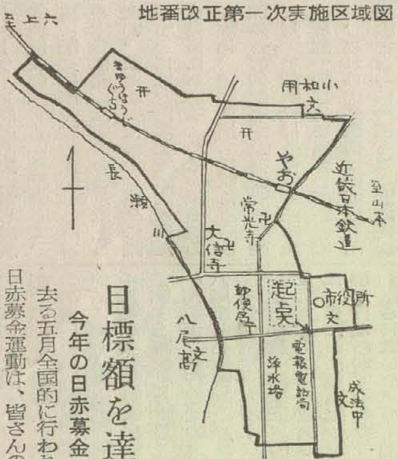

一等の二十点決まる

農産物展示品評会

農林課では、去る七月の七・八日の二日間、市民ホールで農業特産物の展示品評会を行ないましたが、次の方々が一等に入賞されました。

この展示会は、農業特産物の育成と品質の改良を進め、農家経済の向上を図るために行なわれたもので、市内各地からナス、トマト、キウリ、キャベツ、パセリと花類を含め三十種三百七点の出品がありました。

野菜の部

馬鈴薯＝川村由太郎（柏村）　知事賞茄子＝大西徳次郎（新家）　キャベツ＝井上政太郎（新家）　玉ねぎ、トマト＝小路勇（渋川）　胡瓜＝辻合璋行（恩智）　茄子＝樋口正雄（北木ノ本）　パセリ＝川保秀夫（久宝寺）　ベニタデ＝木棉勲（久宝寺）　一寸蚕豆＝田中一郎（東弓削）　枝豆＝井上勇（新家）　ピーマン＝辻合忠蔵（恩智）　白ウリ＝橋本矢之吉（福万寺）　南瓜＝松本浅次郎（大田）　オオバ＝増田勝次郎（久宝寺）　小切茄子＝辻田嘉明（久宝寺）

花の部

知事賞カーネーション＝辻政太郎（大窪）　園芸連合会会長賞為朝百合＝北川栄太郎（神立）　おみなえし＝谷山巖（神立）　アガパンサス＝山中忠雄（神立）

農産品展示風景

目標額を達成

今年の日赤募金

去る五月全国的に行われました日赤募金運動は、皆さんの心からのご協力によつて今年も目標額を突破することができました。ここに地区別の募金額を報告し、いつも変らぬご協力に深く感謝します。（単位円）

八尾第一　二八、五七五、同二　四八、四二五、同三　四八、二〇六、同四　三〇、六八〇、萱振　三四、五七五、山本　一〇八、七二八、安中　三六、九二八、植松　四八、九五五、亀井　三六、七五〇、竹渕　三四、五七〇、久宝寺　九〇、六二八、大正　四一六一五、西郡　一三、三一〇、南高安　四八、九九六、高安　三三、六七〇、曙川　二五、九七四、志紀　七六、七三二、預金利子　一、〇五七、寄付金　六〇〇

合計　七八八、九六四　（一〇〇、九パーセント）

道路を正しく使いましょう

交通事故は自動車や通行人が、正しい交通規則を守ることによつて防ぐことができます。最近、自動車がいちぢるしく増加し、道路が狭くなつたため、事故防止のための注意力を更に強化しなければなりません。一方、正しい通行規則を守ろうとしても道路に物や自転車を置き放つたり、道路上で作業をしているなど、交通量の多い地域で通行を妨げているのをみかけます。道路を本来の目的以外には使わないで、秩序のある交通の場とするよう〝道路を守る運動〟が今行なわれています。

今後とも歩行者や自動車などが正しい通行をできるよう、警察では道路交通のいろいろな障害や妨害について取締りを強化し、違反者には自発的に違反状態を除くよう警告します。

道路はみんなの協力で愛護し、お互に交通妨害となる違反はやめましよう。

狩猟講習会

府では来る九月四日金曜日午後一時から市民ホールで狩猟講習会を開きます。この講習会は狩猟に関する必要な知識を無料で講習するもので、今年度の狩猟免許を受ける方は必ずこの講習会をお受け下さい。

当せん者決まる

八尾市住宅協会で申込を受けていました信貴山口住宅地は、去る七月二十五日市民ホールで抽せんを行い、次の通り当せん番号が決りました。なお購入契約ができていない区画については改めて申込を受付けます。

抽せんは、各区画毎に行つたため、区画によつては申込者が当せん者になつている区画もあります。各区画別の当せん番号は次の通りです。

区画番号	2	5	6	7	8	10	11	15	16	17	18
当せん番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
申込者数	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	3
区画番号	21	22	23	25	26	27	28	30	31	32	36
当せん番号	1	3	1	1	1	2	2	1	1	1	4
申込者数	2	4	1	2	1	3	3	1	2	1	8

住民健康診断

衛生課では、先月から一般住民の無料健康診断を行なつています。十五才以上の方で学校、会社などで毎年健康診断を受けている方を除いてすべての方々が受けなくてはなりません。

当日は健康診断とレントゲン間接撮影を行ない、四十才以上の方には血圧検査も行ないます。病気は早く発見し、早く治療すれば、安い経費で早くなおります。このため毎年一回は、必ず健康診断を受けましよう。

こんどの住民健康診断には、各地区の自治振興委員さん、婦人会などのご協力を得て、お宅まで受診票をお配りしますから、近くの巡回診断所へ受診票を持つて受けに来て下さい。受診票のない方でも、当日受付へ申出て下されば受けていただきます。

健康で明るい生活をするために必ずこんどの住民健康診断を受け早く結核を発見し、結核の予防と撲滅に協力しましよう。

八月の日程は次の通りです。

実施日	実施場所
五日	志紀小学校
六日	曙川小学校
七日	南山本小学校
十日	山本小学校
十一日	高安診療所
十二日	南高安小学校
十三日	八尾小学校

写真コンクール

金剛生駒国定公園を紹介しよう

国立公園協会では国立公園と国定公園の風景や自然を背景とした建築物などの写真コンクールを行つています。

当市の高安山付近一帯が国定公園として昨年四月に指定を受け、その区域に十三峠、玉祖神社、高安山、岩戸神社、恩智神社、信貴山などが含まれています。これらの地域内の秀れた風景などを写真で表現し、自然公園として紹介するためにもカメラファンの方々は多数応募して下さい。

作品は白黒は四つ切、カラーは透明陽画で枚数制限はありません。組写真の場合はその旨明記して今年の十二月十五日までに財団法人国立公園協会（東京都千代田区霞ケ関二ノ一、厚生省国立公園部内）へお送り下さい。なお詳しいことは市民相談室でお尋ね下さい。

市の回答を了承（国保問題）

自治振興委員会幹事会

自治振興委員会では、先月十五日に幹事会を開き、国民健康保険については、市の態度を認め、健全な運営を続けるよう見守るということが決められました。

この幹事会では、総会決定によつて国保税の「税額を下げるように」との要望に対する市からの回答「適正な事業運営を行ない、財政的な基礎を固め、給付内容の充実と被保険者の負担を軽くするために努力する」に対して各地区委員会で討議した結果をまとめたものです。この問題については既に市議会でも、一定期間現在のまま運営を続け、経過をみて検討するとの態度をきめています。市では今後共あらゆる機会を通じてPRに努め、皆さんのご理解あるご協力を得るように努めます。

五千六百人が国保で受診

（6月分）

国民健康保険による医療費の請求（六月分）をみますと、患者数五、六〇六、診療点数五八一、二一九点で一件当り一〇三・六点となつています。六月末現在の国保の被世帯数一一、八八四、被保険者数が四四、七五一ですから数字からみて半数以上の世帯が国保で治療を受けておられます。このように初めから相当な人が利用しておられますので、健全な国保の事業運営には、被保険者一人一人のご協力が必要です。健康で明るい生活を守るために、あなたのご協力をお願いします。

大人と一緒に

子供の花火遊び

危険な子供の花火遊びに注意しましよう。

夏祭の季節には花火遊びがよく行なわれますが、最近の花火はスリルのあるのを子供が喜ぶためか、高く遠く打揚げるもの、大きく破裂するものなど大人でも相当危いものが多くなつています。比較的安全な線香花火でも、幼児が不注意のため火傷したり、場所や後始末が悪いときは火事の原因となります。花火遊びはできるだけやめるよう子供に教えて下さい。花火遊びをする時には必らず次のことに注意して下さい。

❶必らず保護者がついて行なう。

❷かんなくづ、紙屑などの燃えやすいもののそばや、杉皮ぶき、わらぶき屋根または家の建て込んだところをさける。

❸バケツ、水桶などの消火準備をしておく。

❹風の強い日はやめる。

❺子供に花火を与えるときは幼い子供の自由にまかせず、保護者が危険であるかどうか注意するようにしましよう。

身体障害者職業訓練生募集

府の身体障害者職業訓練所では本年度後期の訓練生を募集しています。応募される方は九月十九日までに福祉事務所か、近かくの公共職業安定所へ申込んで下さい。訓練科目は、機械製図、謄写印刷、洋裁、洋服、時計修理、刻印、義肢、ミシン修理の八科目です。義務教育を受けている方で、盲、ろう、唖を除く肢体障害者はどの科目でも受けることができます。詳しいことは福祉事務所でご相談に応じていますからご利用下さい。

自衛官募集

防衛庁では昭和三十四年度陸海空一般技術幹部候補生を次の通り募集を行なつています。

採用予定人員＝陸上隊約二百名、海上隊約九十名、航空隊約百名

応募資格＝昭和三十五年四月一日現在二十二才以上二十六才未満の日本国籍の男子で、大学卒の者

受付期間＝八月一日から九月二十六日まで

志願手続＝陸海自衛隊の駐とん部隊、地方連絡部などで詳細をお問合せ下さい。

試験＝十月十日、筆記試験、身体検査、口述試験

まだの方は早く

引揚者とその遺族、それに引揚前に死亡した方の遺族には、給付金（国庫債券）が支給されることになつていますが、請求の受付期限が近づいていますのでまだ請求手続きをしておられない方は、お早く請求手続をして下さい。

手続についての詳しいことは福祉事務所の社会係でご相談に応じています。

引揚者とは終戦まで引続き六カ月以上外地に生活の本拠を持つておられ、終戦後引揚げてこられた方をいい、満洲開拓民など特殊な場合は前の条件に該当しなくてもよいことになつています。

引揚者給付金の請求

求人案内

建築設計士＝高校建築科卒20〜25歳の二級建築士、勤務先布施、月給一万二千円〜二万五千円

現場事務員＝高校機械科卒20までの要珠算、勤務先枚岡、日給八〜九千円

金型設計＝工高卒25〜30歳プラスチツク製容器の金型設計要経験、勤務地八尾、月収一万四千円以上

女事務員＝23〜25歳、受付その他雑務、勤務地河内、日給三百二十円

製図工＝工高機械科卒20〜40歳紡績機械設計図作成経験二年、勤務地河内、月収一万五千円以上

プレス工＝中卒25〜40歳耕うん機ガス調整器のプレス経験五年、勤務地河内、日給六百円

事務員＝大学卒24〜25歳労務関係の事務、勤務地布施、月収一万一千円

女事務員＝30〜35歳、一般事務伝票整理要珠算、勤務地布施、月収七〜八千円

掃除婦＝40歳まで事務所内外の掃除雑用、勤務地河内、日給三百円

素人工＝20〜40歳家庭用品等組立包装、勤務地布施、八尾、河内、枚岡、日給二百五十円

人事異動

新採用（見習事務員、同技術員）▽浅井洋多（庶務）▽山上茂子（広報）▽白木順一郎、勝本恵勇、吉川弘（以上税務）▽西村弘、岩崎峰美、山崎美濃夫（以上徴税）▽土井康之、安雅博、谷一正（以上市民課）▽佐藤信二、赤沢久也（以上土木）▽岡田雅子（土木課失業対策事務）▽門田猛、西野民夫、赤松正富、水野建樹、寺野博之、三木忠秋、上野忠男、今井道太郎（以上国民健康保険課）▽辰巳謹（農林課失業対策事務）▽山田裕一（商工課）▽藤原堅三、酒井うめ（以上福祉事務所）▽大野仁代（市立病院）▽中村紀久雄（教育委員会事務局）▽大橋喜好、寺田博吾、塩谷邦夫、西脇富雄（以上水道事業所）▽松尾周（長瀬川沿岸下水道組合）

やお議会だより

第8号

この「議会だより」は、議会が開かれたときに「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです

（編集委員）八尾議会だより編集委員会
松村　富蔵・畑中　正一・近藤与四郎
玉島　照波・樋口　義三・貫島　正男
阿尾　彰

一般質問行なわれる

付属機関（町名地番改正審議会）条例を可決

公平・固定両委員の選任も同意

7月定例市会

八尾市議会七月定例会は、七月二十四日午前十時招集され、午後一時十二分から市庁三階議事堂で本会議を開き、松村議長の開会あいさつにつづいて、脇田市長から前議長谷口安吉氏と前副議長浜田昌雄氏に対し、感謝状並びに記念品の贈呈があり、両氏を代表して谷口氏があいさつを述べました。

ついで、市長の開会あいさつと施政方針演説が行なわれ、会期二日間の決定並びに議長から会議録署名議員の指名があり、まず「昭和三十三年度新市町村建設事業費予算の繰越計算書報告の件」を上程し、財務課長から詳細報告があり、これを了承しました。

次に「参議院大阪府選出議員補欠選挙に伴なう昭和三十四年度八尾市一般会計第一次歳入歳出追加予算に関する専決処分承認の件」など、市長の専決処分に関する六議案及び八尾市町名地番改正審議会を設置する「執行機関の付属機関に関する条例制定の件」など、例規関係三議案、並びに八尾市道路線廃止に関する議案一件など、合計九議案について執行機関の各担当課長から提案理由の説明があり、質疑討論が行なわれ、審議の結果、それぞれ原案どおり議決しました。このあと松村現貝塚、吹田、岸和田、八尾市競馬組合議会議員の辞任による同組合議会議員一名の補欠選挙が行なわれ、指名推せんで羽多野与久氏が議員に当選し、午後二時五十分散会しました。

定例会第二日は午前十一時二十二分から本会議を再開し、会議録署名議員の指名が行なわれ、現八尾市公平委員会委員橋内勝氏、並びに現八尾市固定資産評価審査委員会委員清水駒吉氏の任期が近く満了となるので、市長から後任委員として両氏を再選するについて議会側の同意が求められ、審査の結果、全会一致で再選が同意されました。

25日

つづいて第一日目に行なわれた市長の施政方針演説に対して、

一、人件費の膨張とその対策
二、市立幼稚園並びに母子寮の経営の再検討
三、市立病院の在り方
四、不正常授業の解消、教育予算の増額、教育施設の内面的整備充実、PTA負担の軽減、学校の緑化
五、労働会館の早期建設
六、青少年の不良化防止とその対策
七、市営プールの建設
八、事務改善の成果と今後の改善方法
九、佐堂墓地問題
十、婦人団体に対する方策
十一、国保税の徴収と救済措置について
十二、公会堂用地の明示
十三、墓地の処理
十四、高安山の開発

などの問題について、極めて活発な一般質問が行なわれ、市長並びに担当の各課長からそれぞれ答弁があり、午後五時五十三分閉会しました。

なお、七月市会に提出され、議決された議案は別掲のとおりです。

議決された議案

議案第51号＝参議院大阪府選出議員補欠選挙に伴う昭和三十四年度八尾市一般会計第一次歳入歳出追加予算に関する専決処分承認の件

議案第52号＝市立志紀中学校屋内運動場新築工事請負契約締結に関する専決処分承認の件

議案第53号＝市立竜華小学校屋内運動場新築工事請負契約締結に関する専決処分承認の件

議案第54号＝市立成法中学校屋内運動場新築工事請負契約締結に関する専決処分承認の件

議案第55号＝昭和二十八年度市立成法中学校建設事業費公募債議決一部変更に関する専決処分承認の件

議案第56号＝八尾市市税条例中一部改正の件

議案第57号＝執行機関の附属機関に関する条例制定の件

議案第58号＝大和川右岸水防事務組合規約中一部改正の件

議案第59号＝八尾市公平委員会委員を選任するについて同意を求める件

議案第60号＝八尾市固定資産評価審査委員会委員を選任するについて同意を求める件

議案第61号＝八尾市道路線廃止に関する件

議会の話 ⑥

議会の運営（二）

四　会期

会期とは、議会の一定の会議の期間のことをいいます。毎議会の会期は、開会の初めに議会の議決により定めることになつています。会期は議会の議決で延長することができます。一日の会期の場合もあれば、年度の当初予算を審査する定例会のように二十日間程度の場合もあり、提出された議案の件数や審議される日数などを考えて、その都度定められます。

五　開会と閉会

議会が招集され、議員が招集に応じて、その定数の半数以上が議場へ集まると、議長が開会を宣告し、いよいよ有効な議会活動が展開されることになります。そして、議会が現実に議事を行なうことができる状態を終了させる行為が閉会で、閉会によつて議会は招集前の状態にもどり、再び議会が活動するためには、更めて市長が招集することが必要です。

しかし、議会の議決により、特に委員会の議会閉会中における案査に付議された事件については、この例外として、委員会は閉会中もなおその事件について活動能力を持ち、これを審査できることになつています。

六　議案の提出権

議会の審議の対象となる案件を広い意味の議案といいます。その議案のうち、任命の同意、陳情・請願や意見書、または決議や議事進行上の動議などを除いたものが、一般に議案とよばれています。議会は議案を審議し、そのために必要な調査をし、その可否を決定するのが主要な職務でありますから、議案は議会活動における最も重要な議題であります。この議案を提出する権利（提案権又は発案権といつています）をもつているのは、市長と議員です。

市長以外の教育委員会、選挙管理委員会などの執行機関は、その所管事務について執行権はありますが、議案の提出権は与えられていません。昭和三十一年の地方自治法の改正までは、議員は一人でも議案を提出できましたが、現在は議員定数の八分の一以上の賛成者が必要となつています。八尾市の場合は五人以上からでないと提出できないことになります。なお、予算は、市長だけに提出権があつて、議員は提出できないことになつています。（つづく）

三十四年度　一般会計は七億に

議案第51号（市長専決）

昭和三十四年四月三十日行なわれました参議院大阪府選出議員補欠選挙に伴ない、国庫負担金の増額のため昭和三十四年度の市の一般会計総額は七億十六万九百二十九円になりました。

昭和34年度一般会計第一次歳入歳出追加予算

（単位円）

歳入

款項	目	追加予算額	前回までの累計	計
(7)国庫支出金		703,500	95,750,584	96,454,084
1国庫負担金		703,500	52,478,167	53,181,667
	7参議院議員補欠選挙負担金	703,500	0	703,500
合計		703,500	699,457,429	700,160,929

歳出

款項	目	追加予算額	前回までの累計	計
(11)選挙費		703,500	6,295,423	6,998,923
6参議院大阪府選出議員補欠選挙費		703,50	0	703,500
	1投票所費	240,130	0	240,130
	2開票所費	53,550	0	53,550
	3演説会施設費	86,500	0	86,500
	4事務費	323,320	0	323,320
合計		703,500	699 457,429	700,160,929

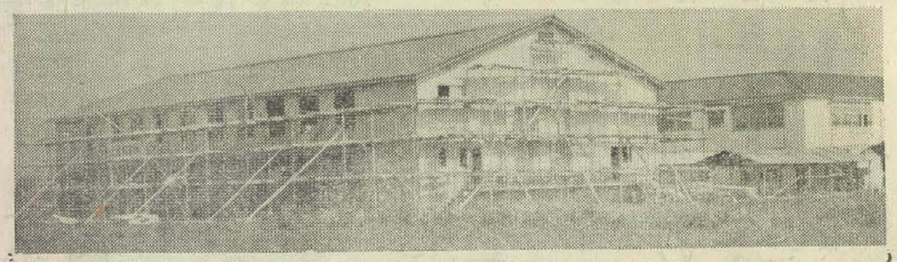

待望の屋内運動場近く完成

志紀、成法中、竜華小学校

七月の定例市会で、市立志紀、成法両中学校と竜華小学校の各屋内運動場新築工事請負契約締結に関する市長の専決処分が、それぞれ承認されましたが、この三つの工事は、四月中旬から前後して始められ、八月末までには完成する見込みです。現在、全工事の約八〇パーセントが終わり、内装仕上工事を残すだけとなりました。三運動場は共に、鉄骨造りの波型スレート葺平家建（一部二階建）で、建築面積六百五十一・三平方メートル、二階部分百八平方メートル、延面積七百五十二・一平方メートル（二百二十七坪九合）、電気工事を除く契約金額は一校あたり九百万円です。

新学期をひかえて仕上げ工事を急ぐ屋内運動場（成法中学校）

昭和三十三年度新市町村建設事業費予算繰越計算書

款	項	目	予算計上額	支出済及び支出所要額	残額	翌年度繰越額	不用額	備考
市役所費	新市町村建設事業費	計画調整費	四七二、〇〇〇円	二三五、四三一円	二三六、五六九円	二三六、五六九円	〇円	特定財源収入済国庫補助金一一五、〇〇〇円
計			四七二、〇〇〇円	二三五、四三一円	二三六、五六九円	二三六、五六九円	〇円	

2市道（一部）を廃止

工場誘致のために

市道竜華第五十二号線と、竜華第六十九号線の二つの路線の一部が、工場誘致のため廃止されることになり、七月定例市会で可決されました。二路線とも廃止後は工場用地となります（議案第61号）

路線名	廃止路線起終点	巾員	延長
竜華第52線	八尾市高島町37地先 〃釈加山町3ノ2地先	三・〇米	一二〇米
〃第69線	八尾市釈加山町2地先 〃釈加山町8地先	三・〇米	一三〇米

請願と陳情のしかた

市民のみなさんは誰でも市政上の問題について市の議決機関である市議会に請願や陳情をすることができます。

請願や陳情を受けた議会では、これを担当する委員会で審査検討の上、適当なものを議会に付し採択します。

採択された請願や陳情は、市会議長が市長や選挙管理委員会等、それぞれの関係する執行機関に送付します。市議会ではさらに請願が各執行機関でどのように処理されているかを絶えず監視して、その具体化に努力しています。なお請願や陳情の仕方は次のとおりです。

1、請願や陳情はいずれも文書でその要旨、理由を簡単にわかりやすく書いて下さい。

2、請願や陳情書はいずれも市会議長あてとし、提出した年月日と請願または陳情者の住所、氏名、職業及び年令を書き、自ら署名押印して下さい。

3、法人や団体が請願や陳情をする場合も、その代表者が自ら署名押印して下さい。

4、請願書や陳情書の表紙には請願または陳情をする件名を書き、請願の場合は紹介議員一名以上の署名押印を受けて下さい。なお、陳情書は紹介議員がいりません。

5、請願書、並びに陳情書は正副各一通を提出して下さい。

陳情書一覧

六月及び七月の二カ月間に市議会事務局へ提出された陳情書は、次の十六件でした。

1、校舎増築について＝竹渕小学校PTA会長ほか

2、校地拡張と校舎の増築について＝大正中学校PTA会長ほか

3、幼稚園舎、便所の新築と校舎の増築営繕について＝大正小学校PTA会長

4、国保に関するPRの強化について＝八尾市自治振興委員会長

5、学校給食の実施について＝自振委曙川地区委員長

6、夏季手当の要求について＝八尾市自由労組

7、国保運営協議会委員に薬剤師会代表を委嘱させる件＝八尾薬剤師会長

8、国保税の値下げについて＝八尾市政刷新協議会ほか六団体

9、同＝自振委万願寺地区長

10、同＝自振委八尾第二地区代表

11、国保実施について＝八尾商業納税貯蓄組合連合会

12、国保実施の延期について＝八尾市商店会連合会

13、国保に関する要望＝日本社会党八尾支部長

14、国保税引下げ陳情の回答等に対する要望について＝八尾商店会

15、ガス設備の改善について＝大正地区連合会代表

16、公設市場のらん売防止について＝久宝寺・久宝寺口・三津合商店会長、八尾表町・八尾商店会[illegible]

議会日誌

6月1日総務委員会10時　4日厚生委員会施設を視察　5日文教商工委員会10時　▼大阪府市議会議長会役員会13時　6日市民クラブ幹事会10時　8日バス運行促進特別委員会10時　▼高崎[illegible]　9日志紀駅復活促進特別[illegible]時　10日治水対策特別委[illegible]　▼中部都市市議会議長会[illegible]　日　ガス誘致促進特別委[illegible]　▼八市治水対策委員会総[illegible]　12日　文教商工委員会学[illegible]　▼大阪府市議会議長会総[illegible]　▼泉大津市議長来庁　16[illegible]出各種委員任命式10時▼[illegible]会現場視察9時　17日同[illegible]競輪議長会近畿部総会　18[illegible]山を守る会結成準備会10時[illegible]ガス誘致促進特別委員会[illegible]日文教商工委員会学校園[illegible]各会派代表者会議15時　25[illegible]市議会議長会東京都　27[illegible]議会9時　29日各会派代[illegible]13時　7月1日各会派総[illegible]3日文教商工委員会13時[illegible]崎市議来庁　7日中間市[illegible]11日建設委員会6時　13[illegible]長会総会15時　17日八市[illegible]協議会総会　22日運営委[illegible]24日各会派総会10時　▼[illegible]会10時　27日志紀駅復活[illegible]委員会9時　28日全国議[illegible]理事会東京都　31日議会[illegible]集委員会13時　8月1日[illegible]務局長会11時　3日治水[illegible]委員会現場視察9時、▼[illegible]運営委員会　4日新市建[illegible]10時、▼各派代表者会議[illegible]

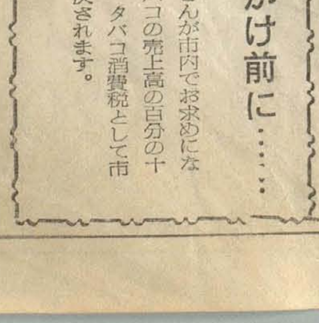

お出かけ前に……

皆さんが市内でお求めになるタバコの売上高の百分の十が、タバコ消費税として市に払戻されます。

国保に関する議会の態度決まる

国保条例などを再確認

一定期間後に再検討

去る六月一日から、市全域に国民健康保険が実施されましたが、国保は市民のみなさん方の身近かな問題だけに、陳情書なども多く議会に提出されておりますので、本紙面を通じて、国保実施については議会の現在までの経過と、その統一された考え方、並びに今後の方針を明らかにしたいと思います。

看護と移送を追加

三月市会で議決

ご承知のとおり、国民皆保険を目的とする新国民健康保険法は本年一月一日から実施され、市町村は、昭和三十五年度末までに必ず国民健康保険を実施しなければならなくなりました。特に大阪府では、昭和三十四年度中に全域実施するよう行政指導を行なつています。当市では、従来は合併条件として、高安、南高安地区のみに、一部実施されていましたが、これを全市域に実施するために、昨年八月ごろから市民各層代表者の加入による国保準備委員会を設け、研究して本年一月市会に、その関係条例案が市長から提案されました。議会においては、この問題は、当時商工衛生常任委員会の所管でありましたが、特に審査の慎重を期するため、この委員会を中心に、総務正副委員長も加入して、特別委員会を設置し、更に三月市会までの閉会中の継続審査を行なつたのであります。その間六日間にわたり、委員会を開会し、更に、委員会外の全議員の意見を聞くため全員協議会や各派総会を四度にわたり開会して財政上の問題、他都市との均衡上の問題や或は市民負担の問題など、あらゆる角度から更に慎重な審査を行なつたのです。その結果、給付においては看護と移送を追加し、実施を六月一日に、二カ月間延期することに修正して他は原案のとおり決定しました。その際、理事者に対しては、市民の十分な理解と納得と協力を得るため、十分なPRを行なうよう希望条件をつけたのです。

事業の健全な運営

一般会計から七百万円を繰入れ

決定された保険税については、他都市に比べて、或程度高額であることは事実です。しかしこの決定については、既に今日まで実施している他都市の運営の実状を調査研究してこれを参考とし、更に根拠ある確実な保険数理に基ずいて決定したのであります。他都市の中には、既に国保によつて一億円もの赤字を出し、この借入金に利子のみで毎年一千万円も支出して、この赤字の処理に困つているところもある実情です。この利子は、勿論被保険者の負担であり、この大きな赤字も、何時かは市民負担によつて解決しなければならないのです。市政をあずかる、市長や、我々議会としては、このような他都市の例を見、その徹をふむような無責任なことは到底できません。しかし一方には市民税や固定資産税などの一般財源（一般会計）から繰出しを多く行なつて、保険税を安くすれば、赤字を出さずに保険税の引下げを計れるではないかとの議論もありますが、多額の一般財源の繰出しを行なつて、学校の建設や増築、或は道路の新設、修理、舗装など、被保険者でない市民も含めた十二万全市民のためにやるべき一般事業を、犠牲にすることは議会としても十分考えるべきです。

しかし、社会保障の一環として実施する国保のために、一般財源からの繰出しを全く行なわないことも又、適切な処置ではないとの考えのもとに、七百万円の一般会計からの繰出しを決定したのです。この額は、被保険者一人当りに換算すると、隣接都市の場合より多くなつています。

このように、当時議会として決定した保険税の額は、あくまでも一般会計における他の事業に大きい影響を与えずに、しかも、国保財政の健全な運営を図るために決定したものでありまして、現在は、他都市に比べて高いけれども、長い将来を考え、八尾市全体を考えた場合これが市民から選ばれた我々のとるべき態度であるとの信念のもとに決定したものです。

国庫補助金の増額

政府関係機関へ要請

真剣に市政を考え、そして、あらゆる面から保険税の引下げを考えても、現在の、国の法律（国民健康保険法や地方税法）のもとではこれ以上如何ともしがたいのでありまして、国が社会保障の一つとして、国民皆保険を義務ずける以上、市町村に犠牲を強いることなく、国自身が国庫負担金の増額などによつて、被保険者の負担の軽減をはかり、医療の保障を行なうべきであります。このような考え方から、議会は、国保関係条例の議決にあたつて

❶国庫負担金の三割に増額

❷ボーダーライン層の、保険料一部負担金減免に対する調整交付金の増額

❸保険料の定率化

を内容とする「意見書」を議決して、政府関係機関に対し強く要望したのです。更に、府に対しても

❶国庫療養給付費負担金の割合による一割負担

❷国庫事務費負担金の実費差額の金額負担

を要求する「意見書」を提出したのであります。その後、これを大阪府市議会議長会総会にも当市議会から提出して全会一致で決定され、近畿議長会総会においても可決され、去る六月二十六日東京における全国議長総会でも満場一致で決定され、全国議長会の名において政府に要請することになつたのであります。

請願陳情提出

と議会の態度

さて、このような経過をもつて国保関係条例は、前期議会の三月市会において議決され、四月、五月の二カ月間のPRの期間をおいて、六月一日から実施につされたのであります。その間、四月末には、市長、市議の選挙が行なわれたのでありますが、その前後から市民の間に保険税引下げ要求の声が上り、或は現行条例賛成の声が起り、市民の間における大きい話題となつて、一部にはこれの強い運動も起り、又議会にも多くの陳情書が提出されます。

議会としては、前に述べましたように、三月市会において十分審査の上決定された問題でありますが、選挙を経て、新らしく選出された十二名の議員を含む新議会であり、しかも、市民の間に強い賛否の声があり、中でも保険税引下げの強い要望には十分耳を傾むけるべきであるとの見地から現行条例による実施と併行してこの問題に関する議会の態度を決定するため、全員協議会或は各会派の総会を開会して、理事者からPRの実情、或は実施の状況を聞き、或は、市民団体の代表者と会つて、それらの意見を聞いたのであります。その後、各会派においては、再三総会を開いて真剣な討議をくり返し、その上で各派代表者会議を再度にわたり開催して、各会派間の意見調整を行ない、本問題に対する議会の統一態度を決定×

×したのです。即ち、三月市会において議決された関係各条例、特に保険税算定の基礎となつた保険数理、或は他都市の状況等を再度慎重に検討をしたのです。とりわけ、一般会計からの繰出金を増額して、これによる保険税引下げを図る問題については、文字どおりの白熱的な論争をくり返したましたが、その結果、現行保険税の算定は、現行国民健康保険法並びに地方税法の許す範囲内において、一般会計による諸種の事業に対する圧迫にならないことを考慮し、他方国民健康保険財政自体が赤字にならないよう健全な運営を図るためには、やむを得ないものであり、三月市会の決定は、この線にそつて慎重な審査の結果決定された適当な決定であることを確認するに至りました。

国民健康保険事業に対する要望書

国民健康保険事業は、公営として法制化されて以来、既に十有余年を経過し、普及率、受診率もまた逐年上昇するに伴い保険税も年々増徴の一途をたどつているが、その保険税も現在においては満度に達し、被保険者より重税であると叫ばれており、加うるに昨年十月診療点数の改訂に伴い、何れの保険者も医療費は一割五分乃至二割の上昇を示し、昭和三十三年度においてその補填財源なく赤字決算を余儀なく行い、保険財政は益々窮迫を来たしている状況にあり、政府がこのまま国保団体を放置しては、社会保障制度の一環としての円滑な国民健康保険事業の運営は、望めないと考えられるのである。

よつて政府は市民各層を含む国保事業の重要性と新国民保険法に鑑み次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

一、医療給付費に対する国庫負担率は、調整交付金を含めて四割に増強するとともに、年度内に交付すること。

二、事務費に対しては実費十割を国の負担とすること。

三、保険施設費の国庫負担率は二分の一とすること。

四、保険税の定率化並びに医療制度の改善

五、ボーダーライン層の保険料の一部負担金減免に対する調整交付金の増額。

六、国保事業（直営診療所、病院、を含む）の赤字を解消するため、長期低利債を融通し、償還元利金に対し国庫補給の途を講ずること。

七、国民健康保険法第四十三条第四項を改正し、市町村内の特定地域についても、保険者徴収がなしうるよう措置すること。

（全国市議会議長会）

執行経過の実状把握

期間を置いて検討加える

保険税算定の最も基礎となる、被保険者一人当りの医療費の額、そしてこの医療費算出の根拠となる、受診率は、二九六パーセントとして積算しているのでありますが、この率は、過去に実施している他都市の多くの実例と、社会保険の家族の受診率の平均値、更に新しい国保制度による受診率の上昇率、或は国民全体の最近の医療費の増嵩など、あらゆる面から考えて決して過大な見積りではなく、これ以下に見積ることは非常に危険性をはらむものであると思われるのです。

又受診率と共に、医療費算出の根拠となる一人一回当りの受診点数も八十八点と見込んでいますが、決して過大見積りではなく、現に、六月一日から実施して、六月一カ月間に国保課に提出された医療費の請求点数の平均も、一件当り百三点と、大巾にこれを上廻つておりまして、過大見積りでなかつたことを証明しているのであります。又、六月の受診率も約十三パーセントを示し、実施後の上昇率を各地都市の前例から考慮した場合、実施最初の月としては予定どおりの数値を示しています。しかしながら、これらのものも、年間を通じて如何なる数値が表われるかは、一年間の経過後でなければ確実に断言できないことも事実であります。したがつて現行条例の改訂、特に保険税については、その執行の経過を見なければ、現段階においては、決定的、断言的な適否の判定は困難と思われます。このような理由によつて、本問題は、一定期間（六カ月間程度）の経過の上に立つて検討することが適当であるとの態度を決定したのでした。

若し、現行条例の実施によつて剰余金が出るようなことがあつた場合でも、決して、これは他会計に持ち出すものでなく、何らかの形において被保険者に還元されるなり、或は保険税の引下げに充当されるものであつて、一方、一般会計からの繰出金の七百万円も、減額し、削除されるものではないことをこの際申し上げておきたいと思います。

（上）渡辺厚生大臣（中央）に補助金増額を陳情する議長会代表＝松村議長（左手前）、畑中副議長（右立つている）＝（下）小池国保課長に市の実情を訴える松村議長（左）と畑中副議長（右）

国保の国庫補助金増額

正副議長が厚生大臣に要望

別掲のとおり、国民健康保険に関する国庫補助金の増額などに関する要望を、当市から大阪府議長会を通じて全国議長会に提出し総会で決定されました。このため去る七月二十八日全国議長会会長など代表者が当市の松村議長、畑中副議長と共に渡辺厚生大臣に直接要望し更に小池厚生省国民健康保険課長に当市の実情を説明し、陳情をしました。今後も強力な運動を行なう方針です

国保問題研究審査協議会を設置

しかしながら、現状において市民の代表者である議会としては、被保険者である市民の「保険税引下げ」の強い要望は、十分尊重すべきでありまして、したがつて現状における具体的なその解決方法として、既に申し上げましたように、最も根本的な問題である、「国庫補助金の増額等」については理事者と議会が共に政府関係機関に対し、更に強力な運動を展開し、一方市としては、理事者において、十分被保険者の要望に副うべく、その執行面において減税制度の活用など適切な措置を講ずるよう要請しその執行の状況を絶えず監視し、進言してゆきたいと考えています。そのために、早急に保険税減免に関する基準を設定し、十分検討いたす予定をしています。このように、被保険者の要望の実現を図るため、議会内に、厚生常任委員会を中心として、議会選出の国保運営協議会委員五名を加えて、「国保問題研究審査協議会」を設置して、特に専門に、現行条例による執行経過の実状を把握検討し、更にこれに伴なう保険数理のより詳細な検討、その他法制上の諸種の問題についての研究調査をも行なつて、他方市民の方々のご意見を十分お聞きし、被保険者の要望実現に最大の努力をいたしたい考えです。

どうか今後本市の国民健康保険が円滑に運営できますよう市民の方々の尚一層のご理解と御協力をお願い申します。